

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名	神奈川県水防協議会条例		
条 例 番 号	昭和 24 年神奈川県条例第 50 号	法 規 集	第 11 編第 7 章
所 管 部 局 室 課	県土整備部河川課		
条 例 の 概 要	水防法第 8 条の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する神奈川県水防協議会の組織などについて必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な条 例か。〕	水防法第 7 条第 2 項により、知事は水防計画を変更するときなどは、水防協議会（設置しない場合は防災会議）に諮るとされており、同法第 8 条第 1 項及び附属機関の設置に関する条例により県水防協議会が設置されている。 水防計画は、水防の具体的な体制や活動について定めるもので、専門性が高く、その審議を行う協議会は必要である。協議会の組織及び運営については、同法第 8 条第 5 項に基づき条例の制定が必要である。	
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。〕	協議会は、水防計画その他水防に関する重要な事項を調査審議させることを目的に設置されたもので、例年、水防計画の変更について調査審議しており、有効に機能している。	近年の開催状況 ・平成 20 年 4 月 11 日 ・平成 19 年 4 月 12 日 ・平成 18 年 4 月 14 日 ・平成 17 年 6 月 6 日 ・平成 16 年 4 月 15 日
	効率性 〔 現行の内 容で効率的 といえるか。〕	協議会の委員は、水防に携わる行政機関・民間企業等の代表者、県議会議員計 16 人で構成されており、調査審議自体は効率的に実施されている。 しかし、協議会における会議の種類や運営方法等は、より効率的な協議会運営のため、改正を検討する必要がある	委員：知事他合計 16 名 (行政機関代表者 12 名/民間企業等代表者 3 名/県議会議員 1 名)
	基本方針適合性 県政の基本的な方針に適合しているか。〕	協議会を原則公開としており、「行政システム改革基本方針」及び「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要項」の考え方に合致している。 また、協議会において調査審議する水防計画は、「神奈川県力構想」における「政策の基本方向」に適合している。	
	適法性 憲法、法令に抵触しないか。〕	水防法に基づく協議会としての必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	より効率的な協議会運営を行うため、会議の種類や運営方法を見直し、時代に即した表現など用語の整理も含め、検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 (無)